

「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」の改正（案）

1. 条例改正の趣旨

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等」の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行います。

2. 条例改正の概要

○第2条（定義）

①適合証（長期使用構造等、規模、点検の時期、資金計画等が基準に適合）



確認書（長期使用構造等のみが適合）

②住宅性能評価書

民間機関の任意の技術的審査



長期使用構造等の確認結果が基準に適合

○第3条第1項（認定申請に係る手数料の額）及び第4条第1項第2号（変更認定申請に係る手数料の額）

- ・ 審査項目の変更により手数料の見直し
- ・ 確認書と住宅性能評価書の手数料は同額に見直し

認定申請に係る手数料の額

工事の種別	住宅の戸数	適合証を添付して申請する場合における金額	住宅性能評価書を添付して申請する場合における金額	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合における金額
新築	1戸	8,200円	16,000円	11,000円
	2戸以上5戸以下	15,000円	52,000円	21,000円
	6戸以上	25,000円	83,000円	34,000円
増築又は改築	1戸	11,000円		17,000円
	2戸以上5戸以下	20,000円		31,000円
	6戸以上	34,000円		51,000円

※手数料は市の人件費単価と国と道の審査所要時間を参考に算出。

変更認定申請に係る手数料の額

工事の種別	住宅の戸数	適合証を添付して申請する場合における金額	住宅性能評価書を添付して申請する場合における金額	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合における金額
新築	1戸	4,800円	12,000円	8,700円
	2戸以上5戸以下	8,500円	33,000円	16,000円
	6戸以上	14,000円	54,000円	27,000円
増築又は改築	1戸	6,500円		12,000円
	2戸以上5戸以下	11,000円		24,000円
	6戸以上	19,000円		40,000円

※手数料は市の人件費単価と国と道の審査所要時間を参考に算出。

○第4条第1項第1号、第5条

- ・分譲マンションの場合

	改正前		改正後
認定単位	・ ・ ・ ・ ・ 住戸単位認定	⇒	住棟単位認定
維持保全実施主体	・ ・ ・ ・ 各住戸の区分所有者	⇒	管理組合の管理者等

- ・維持保全実施主体となる管理者等に関する条文を追加

3. 今後の予定

- 令和4年第1回定例会に提出予定。